

第 86 回国際獣疫事務局（OIE）総会概要

1. スケジュール等

- (1) 日程：平成 30 年 5 月 20 日(日)～5 月 25 日（金）（6 日間）
- (2) 開催場所：フランス・パリ
5 月 20 日～24 日：Maison de la Chimie（メゾン・ド・ラ・シミ：化学会館）
5 月 25 日：OIE 本部
- (3) 我が国からの出席者
農林水産省消費・安全局動物衛生課長（CVO、OIE 日本代表）、同課国際衛生対策室長 ほか



（議場の様子）



2. 主な内容

181 の OIE 加盟国・地域及び 62 の関連機関等から、約 900 名が出席（OIE 発表）。また、本総会において、OIE 加盟国にセントルシア加わり、OIE の総加盟国・地域数は 182 となった。

(1) アジア・太平洋及び極東地域委員会

① 地域代表理事会選挙

総会議長に Dr. Mark Schipp（豪州）、地域理事に Dr. Him Hoo Yap（シンガポール）を推薦し、各国代表による選挙（25 日に実施）において当選。

② 地域委員会選挙

地域として以下の者を推薦し、各国代表による選挙（25 日に実施）において当選。我が国からは、熊谷動物衛生課長が事務局長に当選。

【議長】 Dr. Sen Sovann（カンボジア）

【副議長】 Dr. Zhang Zhongqiu（中国）

【副議長】 Dr. Tashi Samdup（ブータン）

【事務局長】 熊谷法夫（日本）

③ 専門委員会委員

地域として推薦した者のうち、各国代表による選挙（25 日に実施）において当選した者

は下記のとおり。我が国からは、沖田国際衛生対策室長が、コード委副議長に当選。

なお、今回の選挙から、専門委員選挙候補者の公募を実施。

【コード委員会】 沖田賢治（日本）：副議長

【科学委員会】 Zengren Zheng（中国）

【ラボ委員会】 Joseph O' Keefe（ニュージーランド）

【水生動物委員会】 Ingo Ernest（豪州）：議長

Hong Lui（中国）

④ 2019年アジア太平洋及び極東地域総会の開催について

熊谷動物衛生課長から、2019年アジア太平洋及び極東地域総会を9月の第1週に仙台で開催予定である旨説明。

(2) 科学委員会からの報告

① 科学委員会議長 Dr. Gideon Bruckner から、科学委員会の活動状況及び今後の課題について説明。

- ・ 陸生動物コードのほとんど（アニマルウェルフェア以外）は、科学委員会でも検討される。コード改正案・新規案はコード委員会の報告書の附属書となるが、科学委員会報告書にもコード改正案・新規案を検討した結果やアドホックグループの報告書が含まれるので、コメント提出する際は併せて読む必要がある。
- ・ ステータスの公式認定の申請数が17件あり、ステータスの認定又は維持のコンプライアンスを確認するため、専門家の調査団が4カ国を訪問した。
- ・ 数年前、PEDをOIEリスト疾病にするかどうかアドホックグループで検討した結果、OIEリスト疾病にしないとの結論になった。今後、再び検討する予定である。
- ・ 口蹄疫発生時の早期ステータス回復について検討を行っており、本年9月の科学委員会とコード委員会で「temporary protection zone」について議論する予定である。
- ・ 獣医療上重要な抗菌剤リストについては、WHOのList of Critically Important Antibioticsと併せて、成長促進剤としての使用のフェーズアウトに当たって重要な参考となる。
- ・ 飛び地において疾病が発生した場合のステータスの公式認定の扱いについて検討している。

- ② OIE が公式にステータス認定を行っている6疾病について、新たな認定国（地域）が勧告された。

牛海綿状脳症（BSE）	
・無視できる BSE リスクの国	ニカラグア
口蹄疫	
・ワクチン非接種清浄国（2カ国）	ペルー、スリナム
・ワクチン接種清浄地域（6地域）	<ul style="list-style-type: none"> ・ブラジル（アマパ州、ロライマ州、アマゾナス州の一部、パラ州の一部地域） ※これにより、ブラジル全土がワクチン接種清浄またはワクチン非接種清浄に認定。 ・台湾（金門島を構成する地域） ※これにより、台湾全土がワクチン接種清浄に認定。
豚コレラ	
・清浄国（3カ国）	アルゼンチン、ブルガリア、コスタリカ
小反芻獣疫	
・清浄国（3カ国）	マダガスカル、ペルー、ウルグアイ

(3) 陸生動物衛生規約委員会（コード委員会）からの報告

陸生コードの改正については、一部修正があったものの、ほとんどが案のとおり採択された。各国からの主なコメントは以下のとおり。

① 第 1.6 章～1.12 章 OIE による清浄ステータスの認定について

米国より、内容は支持できるものの、本件については加盟国が事前に意見を表明する機会が無かったこと指摘し、OIE は手続きを適正に進めるべきとのコメントがあり、また、コロンビア（アメリカ 30 か国を代表）もこれを支持したが、案どおり採択された。

② 第 4.3 章 ゾーニング及びコンパートメンタリゼーション

ナミビア（アフリカ 54 か国を代表）から、封じ込めゾーンを国内に 2 か所以上設置する場合の考え方について、今後、両者の間に疫学的な関連がないことが条件となることをより丁寧に今後説明することが求められたが案どおり採択された。

③ 第 4.X 章（新規） ワクチネーション（一部修正の上採択）。

- ・ 豪（米、カナダ、NZ の 4 か国を代表）から、基本的には支持するものの、ワクチンによるリスクの上昇を踏まえたサーベイランスによって、疾病がないことを適切に示されるべきと発言し、その旨が第 11 条に追記されることとなった。
- ・ ベナン（アフリカ 54 か国を代表）から、ワクチンを接種する際に注意すべき事項として、年齢のみならず、体調にも配慮すべきであるとの提案があり、第 6 条においてその旨が追記されることとなった。

④ 第 6.7 章 AMR サーベイランス及びモニタリングプログラム

- ・ オランダ（EU28 か国を代表）より、第 3 条から削除されようとしている「環境」を残すべきとの発言があり、採用された。
- ・ 我が国より、削除対象となっているテーブル 1 の有用性を指摘し、削除は不要と指摘し

たところ、コード委員会議長 Dr. Etienne Bonbon より、全体的な取組として、コードをわかりやすいものとするための取組として教科書的な記述をコードから除き簡略化を図っている旨の説明があるとともに、本テーブルについてはウェブサイトその他で紹介することを検討することとされた。

⑤ 第 6.8.1 条及び第 6.8.1 条の 2 食品となる動物における AMR の使用量及びパターンのモニタリング

- ・ フランス（EU28 か国を代表）より、therapeutic と treat の意味が近いことから混乱を招くとして、therapeutic 及び non-therapeutic としている現在の区分を、treatment、control、prevention 及び non-therapeutic (growth promotion) の 4 区分にすることが提案された。

これに対し、米国及びウルグアイ（アメリカ 30 か国を代表）は現在の区分を維持するよう主張。また、ジンバブエ（アフリカ 54 か国を代表）は EU を支持。

我が国は、米国の支持を表明しつつ、本定義はコードだけでなく現在 OIE が行っているモニタリングにも適用されるため、実際の現場において細分化した定義に即してデータ収集することはきわめて難しい点を指摘した。

これらの発言を受け、コード委員会議長 Dr. Etienne Bonbon は Therapeutic と Treatment がほぼ同じ意味を持つことの混乱を認めつつも、日本の指摘に賛同し、therapeutic 及び nontherapeutic を veterinary medical と non veterinary medical の 2 区分とすることを提案。EU 及び日本がこれを受け入れ、判断保留を表明した米国も数分後にはこれを受け入れたため、議長提案のとおり修正されることとなった。

⑥ 第 7.1.X 条 アニマルウェルフェアの評価方法に係るガイドライン

我が国より、気候風土の違いにより必要なデータは異なるため、「全ての関連データ」ではなく「各国が必要とするすべてのデータ」とするほうが適当である旨を発言。米国は、データを収集するのは所管当局に加え、その他の関係ある団体とすべきと主張。当該箇所を削除の上、可決。

⑦ 第 7.X 章 アニマルウェルフェアと豚生産システム

我が国からはアニマルウェルフェアは、科学、倫理、経済、法律、宗教、文化といった複雑な多面的要素があること、本コードは加盟国の状況に応じて実行される柔軟なものであるべきと考えている旨を発言。案のとおり可決。

⑧ その他

我が国から、OIE において検討が始められた鳥インフルエンザのコードの改正について、公衆衛生上のリスクやウイルスの変異のリスクを踏まえることを求める旨発言。

(4) 生物基準委員会（ラボ委）からの報告

生物基準委員会議長 Dr. Beverly Schmitt から、生物基準委員会の活動状況及び今後の課題について説明。なお、同博士は今年をもって勇退することが発表された。

- ・ 今年マニュアルのうち、狂犬病の診断等の 29 項目を改正。
- ・ 加盟国からの意見は歓迎するが、その際には科学的根拠を付するよう改めて要請。
- ・ バッチ試験に関し、動物の使用を極力減らすよう加盟国を慫慂。
- ・ 2020 年に向け、牛結核の標準株の見直し取組が進められている旨の紹介があった。
- ・ リファレンスラボラトリーの ISO17025 を未取得の 17 施設は資格を停止。2 年以内に ISO17025 を取得すれば資格の回復が認められるが、それ以降はリファレンスラボラトリーの資格を取得しなおすこととなる。
- ・ コラボレーティングセンターについては、活動領域を OIE が示す 6 項目（診断、教育、動物衛生マネジメント、動物生産、獣医関連資材、野生動物及び生物学的多様性）から選択するとともに、過去 5 年間の活動をレビューする。活動が不十分の場合は総会での投票を経て資格を剥奪される可能性がある。
- ・ ラボツイニングは、現時点で、47 件が終了、39 件が実施中、9 件が開始待ちの状況。
- ・ 陸生動物マニュアル改正案や 5 つの新たなリファレンスラボラトリーの追加を含め、決議案は全て可決された。認定されるリファレンスラボラトリーは下記のとおり。

	疾病名	施設名	国
1	伝染性ファブリキウス嚢病	Infectious Bursal Disease Laboratory, Harbin Veterinary Research Institute (HVRI), Chinese Academy of Agricultural Science (CAAS)	中国
2	サルモネラ	Animal and Plant Quarantine Agency (APQA), Ministry of Agriculture, Food and Rural Affairs (MAFRA)	韓国
3	慢性消耗病	Norwegian Veterinary Institute (NVI)	ノルウェー
4	鳥インフルエンザ	Federal Centre for Animal Health (FGBI-ARRIAH)	ロシア
5	ニューカッスル	Federal Centre for Animal Health (FGBI-ARRIAH)	ロシア

(5) 水生動物委員会からの報告

① 水生委員会議長 Dr. Ingo Ernst から、水生委員会の活動状況及び今後の活動について説明。

- ・ 水産物をめぐる情勢で注目すべき点は、
 - 世界中で水産物の摂食量が増えていること、
 - 捕獲から養殖に移行しており、養殖の割合は 1960 年代は数パーセントに過ぎなかったが、現在では約半数を占めること、
 - シーフードの輸出は最近 10 年で 2 倍以上に増えていることである。
- ・ Tilapia lake virus (TiLV)を OIE リスト疾病に入れるかどうかを検討したが、分析・診断方法が不十分であるとして含まれなかった。世界的に消費量の多いティラピアにダメージを与えるので重大な疾病である。なお、2017 年には発生報告がなかった。

② 水生コード及び水生マニュアルの改正・新規

改正案・新規案について、案どおり採択された。各国からのコメントについては、次回の水生委員会で検討することとされた。各国からの主なコメントは以下のとおり。

【コード】

・ 使用者の手引き：

ノルウェー（ヨーロッパ地域 53 カ国を代表）より、陸生動物コードとの整合性がとれており支持すると発言した。

・ 第 8.X 章（新規章）

スウェーデン（EU28 カ国を代表）より、「ornamental or hobby uses」が除外されるとされているが、意味が不明確であり、定義を示してほしい旨発言した。Dr. Ernst は、サラマンダーに限らず、広く検討していきたいと回答した。

・ 第 9.4.2 条

タイ（アジア太平洋地域 32 カ国を代表）より、giant river prawn を感受性動物から削除したことを支持すると発言した。

・ 第 10.1 章～第 10.10 章

エリトリア（アフリカ 54 カ国を代表）より、「lifelong holding」とは、検疫期間内を示すのかと質問した。Dr. Ernst は、検疫施設から生きた状態で出て行くのは養殖用の水産動物のみであり、当該動物の生きている期間である旨回答した。

ノルウェー（EU28 カ国を代表）より、第 10.3.4 条と第 10.3.5 条でゾーンとコンパートメントの規定があるが、感受性動物であっても症状を示さないのが、難しいのではないかと指摘した。また、「conditions that are conducive to its clinical expression (as described in the corresponding chapter of the Aquatic Manual)」の部分については、水生マニュアルへの参照だけでは不明確であるので、総会前に送った書面コメントを踏まえて、次回の水生委員会で検討してほしい旨述べた。さらに、仏語訳で魚の名称が不適切であることを指摘した。

【マニュアル】

・ 第 2.2.2 章

タイより、技術的用語がいくつか不適切な箇所（organism、vaccination 等）が見られ、例えば甲殻類は免疫システムを持っていないので vaccination という用語を使うのは不適切であること、書面コメントを送るので、次回の水生委員会で検討してほしい旨述べた。

・ 第 2.2.3 章

フィンランド（EU28 カ国を代表）より、本寄生虫は mix pathogenicity を示すので、レインボウトラウトに病原性を示すかと思えば、アトランティックサーモンに示さないことがあり、その逆もあるため、pathogenic agent を明確にしてほしい旨発言した。

・ 第 2.3.5 章

英国（EU28 カ国を代表）より、総会前に書面コメントを送ったので、次回の水生委員会で検討してほしい旨述べた。

（その他）

- ・ 豪州より、OIE による公表のための疾病のフリーステータスの自己宣言の提出の手続きが加盟国への照会なしに決定されたと指摘し、提出する情報の様式や内容についてガイダンスを作成してほしい旨述べた。
- ・ チリより、第 4 回水生動物衛生世界会議が 2019 年 4 月 9～11 日にサンティアゴで開催される旨紹介があった。また、Tilapia lake virus (TiLV) について常設のワーキンググループを設置すべき旨述べた。Dr. Ernst は、TiLV についてはアドホックグループがよい成果をあげていること、リファレンスセンターのネットワークも活用している旨述べた。
- ・ インドネシアより、日本及び米国とのツイニングプログラムが終了したので、それら 2 つの機関をリファレンスラボラトリーにしたい旨述べた。また、韓国もデンマークとのツイニングプログラムが終了したので、リファレンスラボラトリーにしたい旨述べた。Dr. Ernst より、ツイニングプロジェクトは診断能力の向上に有効であること、申請を待っている旨述べた。

③ 水生動物疾病のリファレンスラボラトリーの認定

下記の6つのリファレンスラボラトリーを認定することについて、全会一致で承認。

	疾病名	施設名	国
1	伝染性造血器壊死症	Aquatic Animal Health Laboratory, Fisheries and Oceans Canada	カナダ
2	ウイルス性出血性敗血症	Aquatic Animal Health Laboratory, Fisheries and Oceans Canada	カナダ
3	急性肝臓壊死症	National Cheng Kung University	台湾
4	伝染性造血器壊死症	Animal and Plant Inspection and Quarantine Technical Centre	中国
5	コイヘルペスウイルス症	Friedrich-Loeffler-Institut	ドイツ
6	ウイルス性出血性敗血症	National Fishery Products Quality Management Service	韓国

④ 水生動物疾病のリファレンスラボラトリーの停止

下記の2つのリファレンスラボラトリーを最大2年間停止することについて、全会一致で承認。

	疾病名	施設名	国
1	流行性潰瘍症候群	Kasetsard University Campus	タイ
2	ホワイトテール症	C. Abdul Hakeen College	インド

(以上)